

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定にもとづき申請を行なった供給約款等以外の供給条件（平成 25 年 5 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示および請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、2（料金）(1)イおよび(2)イに定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、2（料金）(1)ロおよび(2)ロに定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 2（料金）(1)イに定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
1 灯につき	円 銭 73.30	円 銭 3.49

(2) 2（料金）(2)イに定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
1 灯につき	円 銭 65.85	円 銭 3.14

(3) 2（料金）(1)ロに定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
1 灯につき	円 銭 厘 0.701	円 銭 厘 0.033

(4) 2（料金）(2)ロに定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
1 灯につき	円 銭 厘 0.701	円 銭 厘 0.033